

令和2年4月8日

地方公共団体職員の皆様

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会  
研修課

「緊急事態宣言」が発せられたことを受けて（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染が全国的にも拡大傾向にある中、7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、政府から「緊急事態宣言」が発せられたところです。その内容は、感染が急拡大する東京都などの首都圏や大阪府など7都府県において、5月6日（水）までの間において自粛要請等必要な対策を実施するというものです。

このような中であって、5月8日（金）から開催予定となっている当協会の研修会については、下記のとおり、取り扱うこととしておりますので、お知らせいたします。

## 記

### 1 当協会主催の研修会について

同法に基づく緊急事態宣言の対象地域においては、原則として、研修会を中止することとします。

以下の研修会は、中止することとします。

- ・ 5月8日(金)「新任安全衛生担当者研修会」(東京：三田 NN ホール)
- ・ 5月15日(金)「新任安全衛生担当者研修会」(大阪：新梅田研修センター)
- ・ 5月20日(水)～22日(金)「衛生管理者受験講習会」(東京：三田 NN ホール)

同法に基づく緊急事態宣言の対象地域以外の開催地における研修会については、当該地域における新型コロナウイルスの感染状況や参加希望者数の状況を踏まえて、遅くとも3週間前までに方針を決定することと致します。

なお、開催する場合にあっては、集団感染の共通点は、特に「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」に集団で集まることを避ける必要があります。厚生労働省から令和2年3月28日付けで、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面の「3つの密」を避けるよう要請を受けていることを踏まえ、当協会が主催する研修会も、これを遵守した形で開催することになります。具体的な対策については、別途お知らせします。

## 2 都道府県・政令指定都市との共催研修会について

共催開催する地方公共団体の判断を踏まえて、遅くとも3週間前までに方針を決定致します。

研修会を共同開催する地方公共団体のコロナウイルスの感染状況、参加者数、会場のスペース、いわゆる「3密」の状況など、当該地方公共団体の判断を踏まえて、当協会として方針を決定致します。具体的な対策については、別途お知らせ致します。